



# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒の実施(二三・農畜産振興課).....	1

## 告 示

### 秋田県告示第二百三十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第九条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成二十年五月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 実施の目的  
緊急的に高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 二 実施の区域  
秋田県全域
- 三 実施の期日  
平成二十年五月四日〜同月三十一日まで
- 四 対象の範囲  
次に該当する養鶏農場(ただし、消石灰による消毒又は、これと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く)。  
ア 鹿角市の一部(十和田及び花輪)、鹿角郡小坂町の一部(小坂および荒谷)、大館市の一部(大茂内、粕田、十二所、白沢、雪沢及び釈迦内)の地域で、一、〇〇〇羽以上を飼養している農場等。  
イ ア以外で、家畜防疫員が必要と認める農場等。
- 五 実施の方法  
消石灰を農場内(鶏舎周囲、農場外縁部)に散布する。

## 六 問い合わせ先

秋田県北部家畜保健衛生所(郵便番号〇一八一三四五四 北秋田市脇神字高村岱九十二番地 電話〇一八六一六二一二七五) ファクシミリ〇一八六一六二一〇一四六 電子メールアドレス [hokubukachikuhokenseisei@pref.akita.lg.jp](mailto:hokubukachikuhokenseisei@pref.akita.lg.jp)  
秋田県中央家畜保健衛生所(郵便番号〇一八一〇九〇四 秋田市寺内蛭根二丁目十五番五号 電話〇一八一八六四一〇四〇) ファクシミリ〇一八一八六二一七三三二 電子メールアドレス [chuokahoh@pref.akita.lg.jp](mailto:chuokahoh@pref.akita.lg.jp)  
秋田県南部家畜保健衛生所(郵便番号〇一四一〇〇一一 大仙市富士見町六番五十五号 電話〇一八七一六二一五三五四) ファクシミリ〇一八七一六六一八四九 電子メールアドレス [nan-kahoh@pref.akita.lg.jp](mailto:nan-kahoh@pref.akita.lg.jp)

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
松原繁雄